

第4章 計画の推進

1 数値目標の設定

本計画の基本理念「その人らしさを発揮できる社会の形成をめざして」の実現に向けて、基本施策ごとに数値目標を設定します。

めざすべき姿	基本目標	基本施策	指 標	現状値	目標値
				(2021年度)	(2026年度)
Ⅰ 一人ひとりの人権を尊重するまち	1. お互いを尊重し合う意識の醸成	1 男女平等参画に関する市民意識の向上	男女平等推進センターが行っている啓発や相談などの事業を知っている市民の割合	—	30.0%
		2 多様性を尊重する意識の浸透	「性的マイノリティ」という言葉を知っている市民の割合	65.4%	80.0%
		3 心と体の健康支援	乳がん検診の受診率 ※1 子宮頸がん検診の受診率 ※1	16.8% 15.7%	17.2% 16.0%
	2. 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶	1 配偶者等からの暴力の防止と早期発見	配偶者・恋人間における身体や精神を傷つける行為を暴力として認識する市民の割合	78.9%	85.0%
		2 配偶者等からの暴力による被害者への支援	DVを受けた人のうち、だれか(どこか)に相談した市民の割合	27.7%	40.0%
		3 ハラスメントやその他暴力への対策	直近の1年間で職場などにおいてセクシュアル・ハラスメントを受けていない市民の割合	53.7% ※2	70.0%
Ⅱ 一人ひとりが個性と能力を生かして活躍できるまち	1. 雇用や職業等の場における男女平等参画の推進	1 多様で柔軟な働き方を選べる環境整備への支援	仕事と生活の調和の現状と理想が一致している市民の割合	45.5%	50.0%
		2 女性の活躍推進に向けた取り組みへの支援	社会において男女の地位は平等になっていると感じている市民の割合 (上段:全体 下段:20歳代)	9.3% 14.1%	20.0% 30.0%
	2. 仕事と家庭生活の調和に向けた育児・介護の支援	1 子育てに対する支援	保育園の待機児童数	76人	0人
		2 介護に対する支援	家族介護者教室の開催数 ※1	15回	24回
	3. あらゆる分野における男女平等参画の推進	1 政策・方針決定過程への男女平等参画の推進	市が設置する審議会等における女性委員比率	28.8%	40.0%
		2 男女がともに参画する地域社会づくり	地域活動や社会活動をしている市民の割合	40.1%	50.0%

※1 2020年度実績値

※2 過去にセクシュアル・ハラスメントを受けていない市民の割合

2 推進体制の充実

その人らしさを発揮できる社会の形成のためには、行政、事業者、関係団体及び市民一人ひとりがその人らしさを発揮できる社会の形成をめざすという共通認識を持ち、あらゆる分野の取り組みを総合的かつ計画的に展開することが重要です。

本計画や市全体の男女平等参画の着実な推進に向け、市民や事業者、関係団体等と協働し、全庁的に計画を推進します。

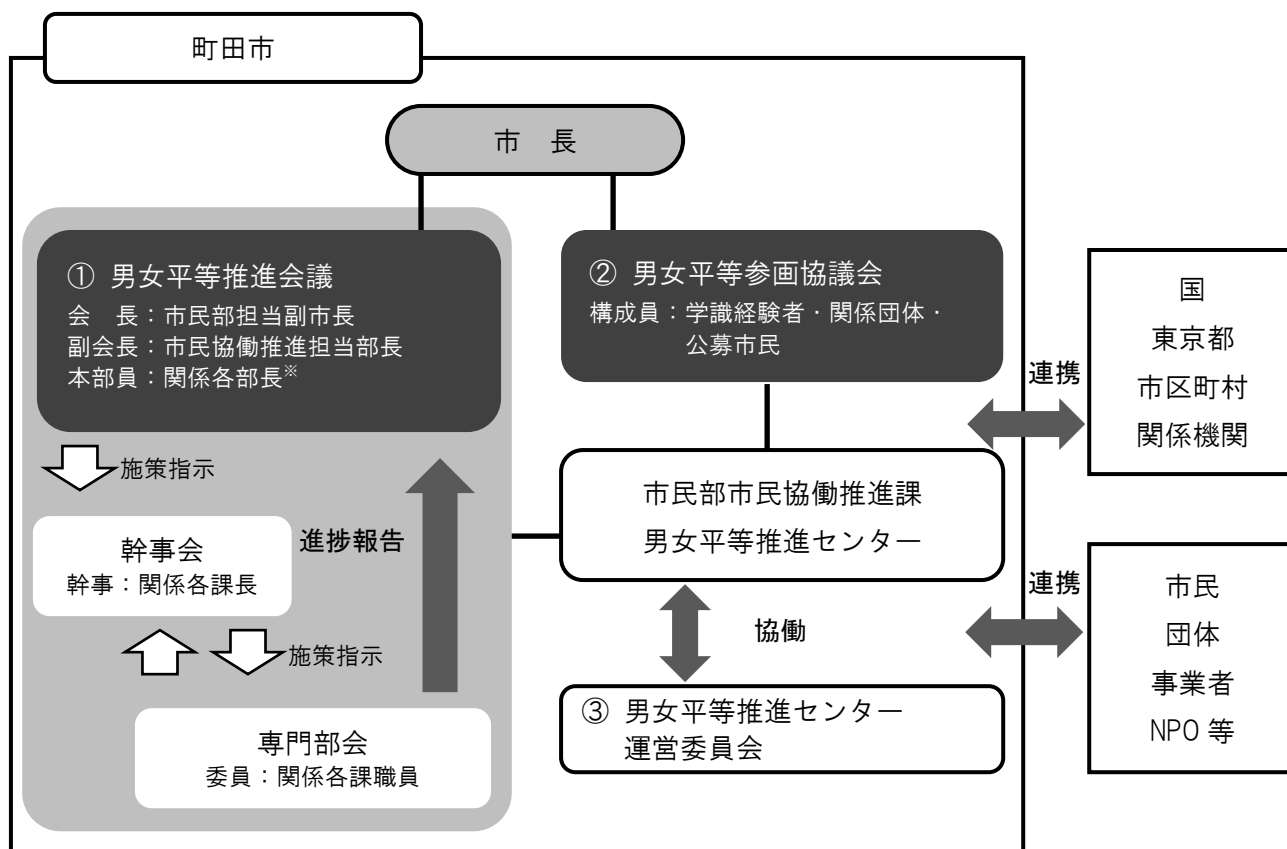
①全庁にわたる横断的な推進体制として、庁内の関係各部長で構成される「男女平等推進会議」により、計画の進捗状況について点検、評価を行い、計画の効果的な推進に努めます。

また、推進会議の下部組織であり関係各課長で構成される「幹事会」、関係各課職員で構成される「専門部会」の機能を活用し、推進会議での評価や指摘事項などを踏まえ、適宜見直しを行うことで各取り組みの充実を図ります。

②学識経験者、関係団体代表、公募市民で構成される「男女平等参画協議会」は、計画の策定や、計画の進捗状況、各課が行う取り組みなどに関する事項について、専門的または市民の見地から審議し、意見や提言を行います。

③主に市民団体の代表者や公募市民で構成される「男女平等推進センター運営委員会」は、男女平等推進に関する意見や助言を行います。

<計画の推進体制>



※関係各部長は町田市男女平等推進会議設置要綱別表による

3 庁内の男女平等参画の推進

市役所が一体となって男女平等参画を推進するためには、市職員一人ひとりの意識改革、率先行動が必要不可欠です。

そのため、男女平等参画に関する意識を高めるための職員研修を実施するほか、市役所内における性別の偏りの是正に向けて「女性の管理職比率の向上」や「男性の育休取得」などを推進します。

また、市内事業者のモデルとなるよう、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を着実に実施し、男女平等参画やワーク・ライフ・バランスの実現に積極的に取り組みます。

4 関係団体との連携

その人らしさを発揮できる社会の形成のためには、市民、事業者や関係団体等とのパートナーシップが重要です。

学識経験者、関係団体、公募市民等を構成員とし、男女平等推進計画の推進に関する事項ならびに進行管理等について検討・協議をする「男女平等参画協議会」をはじめ、男女平等参画の推進に関する関係団体・機関と連携し、男女平等参画社会の実現に向けた取り組みを推進します。

5 進行管理の実施

本計画の推進にあたっては、計画の実効性を高めるため、基本施策ごとに客観的な数値目標の設定を行い、計画の見直しの際には成果を検証します。

また、本計画策定後の管理体制については、庁内外の各会議体において、本計画の取り組みの進捗状況を評価し、取り組みの見直しや年次計画への反映を行います。なお、5年後に数値目標について評価を行い、進捗状況や課題・成果を把握し、計画の見直しを行います。

<進行管理体制イメージ>

